平成２１年（フ）第１６５１１号
東京都中野区東中野１丁目25―３―108
破産者　梅田亜紀子
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３５号
青森県弘前市大字藤代３丁目６番地１
破産者　有限会社日東室内
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２０年（フ）第２３８６０号
東京都豊島区東池袋２丁目60番３号
破産者　株式会社エムケイグループ
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３８６１号
東京都世田谷区上祖師谷１丁目32―７―103、開始決定時の住所東京都世田谷区上祖師谷６丁目19―４
破産者　初見　雅人
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３８６２号
東京都世田谷区上祖師谷６丁目19―４
破産者　初見　佳代
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６７００号
東京都北区中里１丁目８番９号向山ビル２階
破産者　星野建設株式会社
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７５６２号
横浜市南区平楽146―１　日神パレステージ山手西第２―303
破産者　金井　　信
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５９９号
神奈川県横須賀市西浦賀５丁目31―12
破産者　伊藤　俊輔
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７９２号
静岡県焼津市吉永259番地の１
破産者　有限会社ＭＨＣ
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７９３号
静岡県焼津市上小杉887―48
破産者　松浦　道子
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６９号
横浜市鶴見区馬場４丁目４番20号
破産者　有限会社ハマ塗装
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第５６６号
山梨県甲府市中小河原町156番地25
破産者　株式会社ジェムセレクト
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成１９年（フ）第１５０号
最後の住所　三重県伊賀市音羽1158番地
破産者　被相続人亡番浦史郎相続財産
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第４５号
三重県名張市夏見2863番地の１
破産者　有限会社三成建設
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第３４号
京都府舞鶴市字高野由里128番地１
破産者　株式会社Ｒｅハウジング
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第２２２４号
大阪市北区本庄西２丁目１番31号
破産者　株式会社ケイズメディア
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２０９号
大阪府守口市菊水通４丁目３番５号
破産者　有限会社辻井金属工業所
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３７０号
大阪市淀川区西中島３丁目14番３号
破産者　有限会社高月
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５１９号
大阪府門真市岸和田３丁目７番８号
破産者　株式会社赤羽商店
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７３０号
大阪府豊中市蛍池西町１丁目26番２―302号
破産者　株式会社プラザ
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第３０１号
北九州市八幡西区小嶺３丁目21番11号
破産者　有限会社岡村工務店
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５９４９号
神奈川県横浜市鶴見区駒岡２丁目16番19号
破産者　株式会社成和工芸社
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部